第2編 生徒指導関係規定

1 生活指導関係内規

第1章 指導の基本方針

- 1 本校の生活指導にあたっては、全職員の共通理解のもと、諸問題に対して、組織的・計画的に共通実践ができる体制を確立する。
- 2 すべての教育活動を通して、指導の実践にあたりその充実を図る。
- 3 家庭や地域社会及び関係者諸機関と緊密な連携と協力しながら教育実践を推 し進める。
- 4 教師と生徒,及び生徒間の人間関係の育成を図り,積極的な生徒指導を行う。
- 5 生徒の自覚を促し、生徒会、ホームルーム活動、部活動を中心に、自主活動 を推進させ、よりよき校風を樹立させる。

第2章 努力目標

1 本校建学の精神である三つの校訓の具現化を図る。

生徒一人ひとりが「文武両道」「進取協働」「自主自律」の意味を深く理解し、 個々の能力を最大限に発揮し、具現化に向けて努力する。

2 基本的生活習慣の確立

高校生としての自覚のもとに、節度ある態度、服装、言葉遣い、挨拶、集団行動、清掃等が出来るよう全職員があらゆる機会をとらえ継続的に指導する。 又、長期休業中や家庭生活においても計画的な過ごし方が出来るよう指導助言する。

3 服装指導の徹底

流行に流されず学生らしさを保ち、端正な容儀・服装を目指し、生徒が自主 的に規制する態度を育てる。

4 怠学による欠席および遅刻等の指導

「5分前登校, 5分前集合」の定着を図り,遅刻や欠席に対するチェック体制を整備し,保護者との連絡を綿密にし,常習化を防ぐ。

5 交通安全教育の徹底

交通安全に対する意識を高め,交通法規の遵守や交通マナーの向上を目指し, 違反行為や事故発生の撲滅を期して安全教育の徹底を図る。

6 飲酒, 喫煙に対する指導

保健衛生、健康教育を通して、身体の形態や機能の発育上、重要な時期であることを認識させ、一時の欲求や非行への逃避から自己を抑制する態度を養う。

7 非行及び問題行動の防止

高校生としての善悪の判断に立ち、非行や問題行動への誘惑に負けず、毅然 とした生活が出来るよう指導助言をする。

8 部活動の育成

余暇の善用による健全で明朗な人間性の育成を目指し、積極的な生徒指導の 立場から全員加入の部活動を目標にし、生徒、職員が一体となり、学校の活性 化を目指し努力する。

9 不登校やいじめ問題に対する指導

不登校やいじめ問題が発生しないように、生徒一人ひとりが互いの人格を尊重し、敬愛の念をもって友情を育み、生徒と教師のふれ合いを深め、すべての生徒にとって学校生活が楽しいものであるように、心に届く教育を目指し、相互に努力する。

第3章 指導の具体的方法

- 1 生徒心得及び諸規定を正しく認識させ、自主的に実践行動するよう指導する。
- 2 前年度の反省に立ち、努力すべき事項を確認し具体化を図る。
- 3 各学年,各学科,及び各係会の縦横の連携を図る。
- 4 特別活動を通して、生徒に自己実現の機会を与え、教師との心のふれ合いを深める。
- 5 教育相談や事前指導を徹底し、問題行動及び非行化の早期発見に努める。
- 6 生徒一人ひとりの学習不適応要因の把握と解消を図り、分かる授業・楽しい 授業を創意工夫し、学習意欲を高める。
- 7 図書館利用、読書の習慣を身につけさせ、情操教育の充実を図る。
- 8 生徒一人ひとりを大切にするホームルーム経営や教科指導を進めるために諸 検査を実施し、その活用を図る。

第4章 指導措置の手順

- 1 非行(問題行動)を起こした生徒,又は,非行傾向の見える生徒があるときは,担任及び指導係で事実の調査究明にあたる。
- 2 事情聴取後は、係会、職員会議の決議を経て、指導措置を決定する。
- 3 指導の申し渡し及び解除は、本人及び保護者立ち会いのもと学校長が行う。
- 4 生活指導に関わる事例は、生活指導係が事情聴取及び内容を検討し、職員会議に提案する。

交通指導に関わる事例については、交通指導係がこれにあたる。

- 5 保護者召喚を伴う指導の言い渡しについては、指導部主任が立ち会うが、その他の指導については、それぞれの係で措置するものとする。
- 6 指導期間中は,担任及び係で反省の状況を判断し,改心の情が見えたときは, 係会を経て職員会議において解除の提案をする。
- 7 特別指導期間中の日曜、祭日はその日数に含めるものとする。
- 8 事情聴取後は、直ちに校内及び家庭での反省に入り、次の日より指導措置が 決定されるまでの日数は特別指導日数に含まれる。